

Ⅶ 入国管理局

法務省設置法第3条、第4条、法務省組織令第2条、第9条、
第12条、第51条～第56条、法務省組織規則第17条～第19条

〈重要施策の概要〉

1 出入国管理体制の整備充実

我が国に出入国する日本人及び外国人の総数は平成20年においても、約5,013万人と高水準を維持している中で、本省及び地方の入国管理官署に在職する職員は3,413人であり、組織・人員に関して種々の制約が存在する中において、健全な国際交流の推進を図るための一環として「我が国にとって有益な外国人の積極的な受入れ」及び「不法就労等の受入範囲を逸脱した外国人の流入防止と徹底した取締り」を期するための行政運営を実施することが重要な課題となっている。

入国管理局においては、関係各省庁と密接に連携しつつ、国民のニーズや我が国の国際化の進展に合うような外国人受入施策の企画・立案に当たる一方で、当該施策を具体的に実現していくために、所要の要員確保、施設の拡充、入国・在留関係諸手続の簡素・合理化、事務処理の電算化、地方入国管理局出張所の整理統合による人員の集約化などを通じて、出入国管理体制の整備充実を進めることとしている。

2 不法就労防止のための啓発活動

例年6月に、政府全体の取組として「外国人労働者問題啓発月間」を設けて啓発活動が行われているところ、平成20年においては、同月を入国管理局による「不法就労外国人対策キャンペーン月間」とし、ポスターやリーフレットを事業主などに配布し、一般国民を始め、内外の関係者等への啓発・指導に積極的に取り組んだ。

また、不法就労外国人対策の一環として、警察・法務・厚生労働三省庁合同で事業主や経済団体に対し、不法就労防止の協力要請を行った。

3 新しい難民認定制度

我が国の難民認定制度は、昭和57年1月1日に発足し、現在に至っていると、近年の国際情勢等の変化に伴い、我が国の難民認定制度を取り巻く様々な状況も大きく変化してきた。

我が国としては、これらの状況に適切に対応するために難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の創設、難民として認定された者等の法的地位の安定化、不服申立制度の見直し等を内容とする改正入管法が平成17年5月16日から施行されている。

4 入国・在留資格審査の厳格化

一部の在留資格で入国する者の中には、在留資格は名目のみで、当初から不法就労を目的としている者が数多く存在しており、その手段も悪質巧妙化し、その資格審査が困難化してきているため、実態調査の強化をはじめとする審査の厳格化を図るとともに、平成16年12月2日に施行された改正入管法により新設された在留資格の取消し制度的確な運用に努め、悪質な偽装滞在外国人に対応したほか、関係機関相互の情報交換を密にして関連事犯の取締りを強化した。

5 水際対策の強化

国際社会の重要な課題であるテロリスト等の国際的な犯罪者の移動を抑止する一環として、警察庁、法務省及び財務省が共同で事前旅客情報システム（A P I S : Advance Passenger Information System）を導入し、平成17年1月4日から運用を開始した。

このシステムにより、航空会社が搭乗手続時に取得した旅客等に関する情報を電子データとして提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動照合することにより、航空機が我が国へ到着する前に問題のある者が搭乗しているかどうかを判別することが可能となり、厳正な上陸審査等を通じて要注意人物の上陸阻止が図られることとなった。

法的整備面では、平成16年12月10日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定の「テロの未然防止に関する行動計画」を踏まえ、①上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付け、②テロリストの入国等の規制を適切に行うための退去強制事由の整備等を行い、③本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付けるための規定等を整備することを内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を第164回国会に提出したところ、同法律は平成18年5月17日に可決・成立し、5月24日に公布（平成18年法律第43号）された。

なお、①については平成19年11月20日から、②については平成18年6月13日から、③については平成19年2月1日からそれぞれ施行されている。

他方、平成17年4月から、我が国に渡航する外国人旅行者の入国手続の一部を海外の空港において確認する「プレクリアランス」を、韓国（仁川空港）と台湾（桃園空港）において実施し、要注意人物の発見及び入国審査の円滑化を図り、さらに平成19年に引続き、同20年5月から7か月間、文書鑑識技術を有する職員を「リエゾン・オフィサー」として、タイ王国（バンコク国際空港）に派遣し、同空港から偽変造文書を使用して出国を謀る者を発見する活動を開始するといった海外における水際対策も実施した。

6 不法滞在者対策

平成15年12月、犯罪対策閣僚会議において『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』が取りまとめられ、「外国人犯罪の温床となる不法滞在者を今後5年間で半減させる」ことが盛り込まれた。

これを受けて、法務省では平成16年度には東京入国管理局に新宿、渋谷、赤坂、池袋といった首都圏の繁華街を所管する摘発方面隊を設置したのに加え、平成17年度には名古屋入国管理局、平成18年度には大阪入国管理局に摘発方面隊を設置し、首都圏から近畿地方にかけて常時摘発体制を構築し、摘発の一層の強化を図るとともに、平成16年12月2日から施行された出国命令制度の促進、平成17年9月1日に全国展開が完了した入管法第65条による身柄引取りの積極活用など、効率的な退去

強制業務の推進に取り組んできた。また、平成18年度には成田空港支局収容場の収容定員を48人から350人に拡充し、効率的な送還体制を構築することにより、円滑な送還の実施に取り組んだ。さらに平成19年度には、東京入国管理局に新宿出張所に続く摘発専従型の出張所として東部出張所（江戸川区）を設置したほか、首都圏の西部を所管する摘発方面隊を設置し、平成20年度には、名古屋入国管理局の摘発体制の大幅な強化を図るとともに、名古屋入国管理局及び大阪入国管理局の収容定員をそれぞれ120人から400人、42人から200人に拡充し、より効率的な送還体制の構築を図った。こうした取組の結果、平成16年からの5年間で48.5パーセントの不法残留者を減少させることに成功し、国民が安心して暮らせる社会の実現に貢献することができた。

これらの状況をも踏まえ、平成20年12月、犯罪対策閣僚会議において、新たに『犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008』が取りまとめられた。今後は、「新たな在留管理制度による不法滞在者を生まない社会の構築」をうたう同計画の下、依然として約11万人存在する不法残留者の一層の削減を行うとともに、現在相当数存在すると推測される偽装滞在者（偽装婚、偽装留学など身分・活動目的を偽り正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者）に対して厳格に対応していくこととしている。

7 新たな在留管理制度の検討

我が国に入国・在留する外国人の数は年々増加しており、平成19年における外国人入国者数は約915万人、平成19年末現在の外国人登録者数は約215万人と、いずれも過去最高を記録した。外国人が我が国に入国・在留する目的も、観光のほか、就労、留学、研修、永住など多様化しており、各種行政において外国人の入国、在留状況を正確に把握することの重要性が増している。

このような中、政府は、平成17年7月19日、犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」を設置し、同ワーキングチームにおいて、法務省を含む関係省庁が、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方につき検討を行ってきたほか、規制改革・民間開放推進会議（現在の規制改革会議の前身組織）においても、外国人の在留管理制度について議論され、平成18年12月25日、同会議の第3次答申において、在留外国人の入国後のチェック体制の強化等につき、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することが求められた。（注）

また、法務大臣が各方面の有識者から、新たな在留管理制度の在り方について意見を聴取し、今後の法務行政に活かすため、平成19年2月1日、法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」の下に「在留管理専門部会」が設置されて検討が進められ、平成20年3月26日、「出入国管理政策懇談会」から「新たな在留管理制度に関する提言」が法務大臣に報告された。

以上のような状況を踏まえ、平成21年通常国会に関係法案を提出すべく、当局において検討を行った。

(注) 第3次答申を踏まえ、平成19年6月22日、「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定され、在留外国人の入国後のチェック体制の強化として、外国人に係る情報の相互照会・提供、外国人登録制度の見直し、使用者等受入れ機関等に対する責任の明確化等が盛り込まれた。また、同年7月3日、犯罪対策関係会議に「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」が報告され、外国人の在留管理の在り方につき、法務大臣による在留情報の一元的把握、所属機関の協力、行政機関の情報の相互照会・提供、正確な在留情報に基づく確な在留管理といった方向性が示された。

(会 同)

月 日	件 名	協 議 事 項
5. 30	地方入国管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同	職員の登用及び育成に係る議題（特に女性職員の登用）について
6. 26・27	地方入国管理局長・入国者収容所長会同	1. 偽装婚、偽装日系人、偽装研修生等の各種偽装案件への効果的、効率的対応について 2. 処分の迅速処理及び処分の公平性の確保を一層実現するために必要な措置について 3. 今後の入管行政における入国審査官と入国警備官の協力、協調体制の在り方について
10. 9・10	地方入国管理局審査監理官・首席審査官会同	1. 処理期間の短縮のための入国・在留審査体制の見直しを含めた処理促進について 2. 外国人雇用状況の届出等に係る情報の活用について 3. 違反審査・審判業務及び難民認定業務に係る未処理案件の処理の促進について 4. 留学生に係る資格外活動違反容疑の取扱いについて
11. 28	地方入国管理局・入国者収容所警備監理官・首席入国警備官会同	1. 「5年半減プロジェクト」の回顧について 2. 「ポストプロジェクト時代」の警備関係業務の在り方について

総務課

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

1 広報関係

平成20年中の主な広報活動は、次のとおりである。

(1) 不法就労防止のための啓発活動

6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」とし、「ルールを守って国際化」を標語としたポスターやリーフレットを事業主などに配布したほか、主要空港や在外公館において、我が国への入国を希望する外国人に対し、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語及びインドネシア語によるリーフレットを配布した。

また、同月、不法就労外国人対策の一環として、警察・法務・厚生労働三省庁合同で、事業主や経済団体に対して不法就労防止の協力要請を行った。

(2) 出入国管理及び難民認定法の改正に伴い新設された、上陸審査時の個人識別情報の提供義務化の周知について

平成18年5月24日に公布された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」により、テロの未然防止のための規定の整備が行われ、その一環として入国審査時に個人識別情報を活用した新しい入国審査手続きが、平成19年11月20日から実施されており、本制度を周知するため、昨年に引き続きホームページ掲載やリーフレット等の配布を行った。

(3) 出国命令制度の周知について

平成20年9月28日から同年12月28日まで、フリーダイヤル「不法滞在相談全国専用ダイヤル」及びフリーダイヤル「外国人相談全国専用ダイヤル」を設置し、不法滞在者に関する相談及び不法滞在者を雇用している雇用主に関する問い合わせ等の際に、積極的に「出国命令制度」などの周知を図った。

入国在留課

法務省組織令第51条、第53条 法務省組織規則第18条

1 厳格かつ円滑な上陸審査の実施

平成19年11月から開始した個人識別情報を活用した入国審査により、過去に退去強制歴がありながら偽変造旅券等を行って入国を図るいわゆるリピーターの入国を水際で阻止した。

また、東京入国管理局成田空港支局、大阪入国管理局関西空港支局及び名古屋入国管理局中部空港支局において「セカンダリ審査」を継続し、入国目的などに疑いがある外国人を別室に案内して、より慎重な審査を行う一方で、大多数の問題のない外国人に対する円滑な入国審査を実施した。

さらにチャーター便等への対応のための「審査応援班」を千歳苫小牧出張所及び羽田空港出張所に継続して配置し、地方空港等において円滑な入国審査を実施した。

2 対北朝鮮措置

平成18年7月5日の官房長官発表を受け、①北朝鮮籍を有する者の入国の原則禁止、②在日の北朝鮮当局職員による北朝鮮を渡航先とする再入国の原則禁止、③北朝鮮籍船舶の乗組員等の上陸の原則禁止、④我が国からの北朝鮮への渡航自粛要請の各措置を継続した。

3 研修・技能実習の適正化

我が国の外国人研修・技能実習制度は、開発途上国等の経済的発展に資する人材育成を図ることを趣旨としており、本制度を利用する外国人及びその受入れ機関等は年を追うごとに増加している。

このうち、一部の受入れ機関においては、本制度に対する認識不足等から、研修生に所定時間外の活動を行わせているほか、労働関係法規に違反した形態で技能実習生を雇用しているなど、適正な研修・技能実習が実施されておらず、低賃金労働者を得るための手段として本制度を悪用している事例が散見された。このため、悪質性の高い事案については、研修・技能実習の実施において「不正行為」があった

と認定し、在留資格「研修」の基準省令に基づき、一定期間研修生の受入れを認めない措置を執るなど、適正化に向けて厳正な措置を執った。

出入国者数（平成16年～平成20年）

年次	外国人 一般上陸)	外国人（特例上陸）						日本人出国
		総数	寄港地	通過	乗員	緊急	遭難	
16	6,756,830	2,080,354	133,397	272	1,946,324	272	89	16,831,112
17	7,450,103	2,101,462	74,714	270	2,026,106	257	115	17,403,565
18	8,107,963	2,092,527	51,338	277	2,040,436	274	202	17,534,565
19	9,152,186	2,089,456	41,680	371	2,047,033	300	72	17,294,935
20	9,146,108	2,079,981	31,908	451	2,047,221	314	87	15,987,250
対前年 増減率%	-0.1	-0.5	-23.4	21.6	0.0	4.7	20.8	-7.6

(注) 平成16～20年の乗員上陸許可には、数次乗員上陸許可（同16年12,667件、同17年11,725件、同18年10,513件、同19年7,940件、同20年7,998件）を含む。

在留審査業務処理件数（平成16年～平成20年）

区分	平成16年	17	18	19	20	対前年 増減率 (%)
総数	1,208,569	1,218,509	1,352,132	1,370,505	1,387,640	1.3
在留資格取得	6,973	7,259	8,056	8,739	8,999	3.0
在留期間更新	416,470	426,847	474,987	445,988	441,909	-0.9
在留資格変更	105,605	121,165	130,472	146,303	155,426	6.2
資格外活動	107,174	101,053	108,118	120,271	134,689	12.0
再入国許可	517,212	517,036	570,777	588,564	578,055	-1.8
永住許可	55,135	45,149	59,722	60,640	68,562	13.1

(注) 再入国許可には、数次再入国許可を含む。

審判課

法務省組織令第51条、第54条

1 外国人の上陸についての口頭審理及び異議の申出に関する事項（出入国管理及び難民認定法第10条～第12条）

口頭審理の受理件数は12,679件で、前年に比べ5,834件、31.51%減少し、異議の申出の受理件数は1,973件で、前年に比べ1,130件、36.42%減少した。

口頭審理等の結果、退去を命令されるなどその上陸が許可されなかった件数は7,188件（寄港地上陸許可申請不許可事案を含む。）で、前年比3,236件、31.04%減少した。

(1) 外国人の上陸についての口頭審理件数

(人 員)

平成16年	17	18	19	20
16,224 (5,309)	16,677 (5,843)	18,278 (6,155)	18,513 (6,003)	12,679 (4,405)

(注) 1 本表は、口頭審理の受理件数である。

2 括弧内の数は、上陸港において口頭審理の結果、特別審理官において上陸の許可証印を行った人員を示し、内数である。

(2) 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

年 次	異議の申出			裁決の結果				取下等	未決裁
	総 数	旧 受	新 受	総 数	上 陸 不 許 可	上 陸 特 別 許 可	理 由 あ り		
平成16年	1,232	1	1,231	1,219	197	1,021	1	13	-
17	1,400	0	1,400	1,372	209	1,157	6	27	1
18	1,707	1	1,706	1,690	288	1,379	23	11	6
19	3,103	6	3,097	3,021	513	2,492	16	76	6
20	1,973	6	1,967	1,923	492	1,421	10	42	8

2 退去強制についての違反審査、口頭審理、異議の申出と法務大臣等の裁決（出入国管理及び難民認定法第45条～第50条）

違反審査の受理件数は43,073件で、前年に比べ5,574件、11.46%減少した。

口頭審理の受理件数は11,247件で、前年比1,146件（11.35%）の増、異議の申出の受理件数は11,280件で、前年比1,243件（12.38%）の増となった。

在留特別許可数は8,522件で、前年比1,134件（15.35%）増となった

在留特別許可処分の透明性をより一層高めるため、在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例を公表した。

(1) 違反審査件数

(人 員)

平成16年	17	18	19	20
56,018	57,569	57,017	48,647	43,073

(注) 本表は、違反審査の受理件数である。

(2) 外国人の退去強制についての口頭審理件数

(人 員)

平成16年	17	18	19	20
14,869	13,002	12,221	10,101	11,247

(注) 本表は、口頭審理の受理件数である。

(3) 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

年 次	異議の申出			裁決の結果				取 下 終 止	未決裁
	総 数	旧 受	新 受	総 数	退 去	在 留 特 別 許 可	理 由 あ り		
平成16年	14,897	703	14,191	14,412	1,173	13,239	-	24	461
17	12,533	461	12,056	11,922	1,088	10,834	-	59	552
18	11,757	552	11,196	11,021	1,658	9,360	3	97	639
19	10,037	639	9,361	9,251	1,857	7,388	6	104	682
20	11,280	682	10,515	10,596	2,071	8,522	3	123	561

3 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項（出入国管理及び難民認定法第39条～第41条、第47条～第51条）

(1) 収容令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成16年	17	18	19	20
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	646	614	749	592	421
	中 国	5,021	5,126	3,956	2,387	1,841
	そ の 他	6,506	6,234	5,751	4,227	3,510
	計	12,173	11,974	10,456	7,206	5,772
不法残留	韓国・朝鮮	6,713	4,742	4,822	3,514	2,817
	中 国	10,497	7,738	7,888	5,415	4,861
	そ の 他	23,103	17,347	18,653	14,089	12,745
	計	40,313	29,827	31,363	23,018	20,423
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	332	448	488	415	346
	中 国	552	657	853	638	579
	そ の 他	1,125	1,412	1,209	940	832
	計	2,009	2,517	2,550	1,993	1,757
合 計	54,495	44,318	44,369	32,217	27,952	

(2) 退去強制令書の発付状況

(人 員)

区 分		平成16年	17	18	19	20
不法入国 不法上陸	韓国・朝鮮	506	571	621	578	446
	中 国	4,840	4,732	3,664	2,414	1,877
	フィリピン	1,132	1,256	1,114	1,038	896
	タ イ	876	801	607	457	357
	そ の 他	2,815	2,702	2,317	2,034	1,790
計	10,169	10,062	8,323	6,521	5,366	
不法残留	韓国・朝鮮	4,874	2,922	3,034	2,790	2,042
	中 国	8,397	5,725	5,922	4,655	4,312
	フィリピン	3,611	2,193	3,821	3,599	3,056
	タ イ	1,612	1,045	1,192	1,053	856
	そ の 他	11,324	8,879	8,167	7,306	6,700
計	29,818	20,764	22,136	19,403	16,966	
刑罰法令 違反等	韓国・朝鮮	328	462	511	477	391
	中 国	604	684	914	762	731
	フィリピン	570	972	435	323	236
	タ イ	33	49	38	42	42
	そ の 他	552	527	845	697	710
計	2,087	2,694	2,743	2,301	2,110	
合 計	42,074	33,520	33,202	28,225	24,442	

- (注) 1 「不法入国・不法上陸」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第1号、第2号、第5号及び第5号の2に該当するもの（外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む。）である。
- 2 「不法残留」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第2号の3、第4号(ロ)、第6号、第6号の2、第7号及び第8号に該当するものである。
- 3 「刑罰法令違反等」とは、出入国管理及び難民認定法第24条第2号の2、第3号、第3号の2、第3号の3、第4号(イ)及び(ハ)から(ヨ)まで、第4号の2、第4号の3、第9号及び第10号に該当するもの（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第9条第1項に該当するものを含む。）である。

4 出国命令書の交付に関する事項（出入国管理及び難民認定法第55条の2～第55条の6）

（人 員）

国 籍	平成16年	17	18	19	20
韓国・朝鮮	133	2,206	1,992	1,616	1,142
中 国	252	3,893	3,589	3,229	3,201
フィリピン	276	1,742	1,582	1,486	1,141
タ イ	36	507	429	429	222
そ の 他	221	3,879	3,508	2,931	2,771
計	918	12,227	11,100	9,691	8,477

（注） 出国命令とは、第159回通常国会において成立した改正入管法により新設された制度であり、不法残留者のうち、自ら入国管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を1年にすることにそれぞれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

5 難民異議申立てに関する事項（出入国管理及び難民認定法第61条の2の9～10）

- (1) 難民異議申立手続については、平成16年の法改正により、その公正性、透明性を図るべく、法務大臣は、異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた（法61条の2の9第3項）。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、公正な判断をすることができる法律又は国際情勢に関する有識者を任命することとされており（法61条の2の10第2項）、平成19年5月には、制度発足時の19名から8名増やされて27名となり、平成20年2月には、28名となった。

- (2) 法務大臣は、異議申立てを受けたすべての案件について、3名の難民審査参与員の意見を聴くこととしているが、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述や、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人に対して質問する審尋を行っている。

- (3) 平成20年に難民の認定をしない処分に対する異議の申立てをした者（以下「異議申立者」という。）は429人である。

異議申立者の主な国籍別内訳は、ミャンマー195人、トルコ84人、スリランカ39人であり、ミャンマー国籍者が全体の約45%を占めた。

- (4) 平成20年の異議申立ての処理数は351人で、その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者（認定者）が17人、理由がないとされた者（不認定者）が300人、異議の申立てを取り下げた者等が34人であった。理由がないとされた者（不認定者）のうち、人道的な理由に配慮し特に在留を認めた者は45人である。

なお、これまでのところ、法務大臣において、難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる処理をした例はない。

1 違反調査に関する事項（出入国管理及び難民認定法第27条～第38条）

(1) 入管法違反事件全体

平成20年に入国警備官から入国審査官へ引渡し・引継ぎされた入管法違反事件は、39,382件で、前年（45,502件）と比較して6,120件（13.4%）減少した。

(2) 不法残留事件・不法入国事件

不法残留事件の引渡し・引継ぎ件数は、31,045件で、前年（35,417件）と比較して4,372件（12.3%）減少した。なお、違反事件全体に占める割合は依然として高く、78.8%を占めた。

不法入国事件の引渡し・引継ぎ件数は、6,136件で、前年（7,454件）と比較して1,318件（17.7%）減少した。

(3) 不法就労事件

入管法違反事件のうち、入管法第73条の2第2項に規定する不法就労活動が認められた不法就労事件は、32,471件で、全体の82.5%を占めた。前年（36,982件）と比較すると、4,511件（12.2%）の減少となった。

国籍・出身地別では、中国（台湾、香港・その他を含む）9,758件（不法就労事件全体の30.1%）、フィリピン6,083件（同18.7%）、韓国4,077件（同12.6%）、インドネシア2,162件（同6.7%）、タイ1,694件（同5.2%）等となっており、依然としてアジア地域出身者が多数を占めている。

性別では、男性19,270件（構成比59.3%）、女性13,201件（同40.7%）となっている。

(4) 違反調査適条別・端緒別立件数

(平成20年)

国籍 端緒 適条	総			端				緒				別				
	数	国籍 中 の 他	身 地 所	矯 正 施 設	警 察	海 上 保 安	検 査 庁	市 区 町 村	報 の 官 他	不 法 残 留 者	自 本 出 頭 人 申 告	一 般 申 告	探 知	探 知	探 知	
総 数	53,274	6,505	15,250	31,519	846	3,660	11	5,737	284	119	1	17,312	127	614	19,866	4,697
1-1-1	7,259	641	2,304	4,314	125	211	4	1,473	39	84	2,527	9	249	1,978	560	
2-1	440	40	140	260	1	19	2	38	1	5	40	7	8	1,166	153	
2-2	102	24	25	53	2	4		12			3			7	78	
2-3	37	3	14	22	1	1		6			2			3	4	
3-1	1,847	442	780	625	137	53		6	1			5		23	4	
4-1	35,036	4,474	10,308	20,254	158	3,024	1	2,957	229	13	1	13,532	90	328	11,387	3,316
ロ	12	1	1	11				6						1	1	1
ハ	1	1	6	1				6						1	1	1
ニ	31	2	4	25	16			9		5				1	1	22
ホ	788	138	81	569	163	32		411		5	18			1	136	22
ト	878	269	206	403	349	52		333		2				6	130	16
チ	223	32	161	30	2	3		195						1	22	1
リ	14	1	1	12	4	4		4						1	8	1
ス	176	10	109	57	3	3		123		3	10			1	22	12
セ	3	3	2	59											1	2
4-2	61	2	2	59	2									4	57	4
4-3	4,412	307	1,002	3,103	2	144	4	97	9		421	15	11	3,360	349	
5-2	33	33	68	1,632	1	1		5	5	2	9			18	18	5
6-2	1,772	72	37	48	2	25		6	6		743	1	7	924	58	
7	100	15	37	48	1	3		6			7		2	20	61	
8	5	1	1	4										3	2	
9	30	30			21	1		6						1	1	1
10																
特 例 法	9															

送 出 要 請	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 1 「第16-1-1」は、外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものである。
 2 「特例法9」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第9条第1項各号に該当するものである。
 3 送出发請の件数は立件総数に言及しない。

(5) 違反調査の処理状況

区 分	16	17	18	19	20
受 理	89,224	88,486	83,814	70,500	63,333
旧 受	15,372	15,019	12,280	9,657	10,059
新 受	73,852	73,467	71,534	60,843	53,274
処 理	74,204	76,203	74,157	60,441	53,756
未 処 理	15,020	12,283	9,657	10,059	9,577

(6) 不法就労事件の退去強制手続状況

国籍・出身地	平成16	17	18	19	20	
総 数	43,059 (25,349)	45,935 (26,232)	45,929 (24,759)	36,982 (20,926)	32,471 (19,270)	
中 国	中 国	12,669 (8,104)	14,239 (8,749)	13,750 (7,614)	10,223 (5,910)	9,583 (5,950)
	台 湾	277 (109)	220 (68)	232 (50)	201 (44)	155 (35)
	香港・その他	41 (21)	32 (16)	33 (11)	18 (10)	20 (6)
	フィリピン	6,299 (2,263)	7,378 (2,647)	7,978 (2,887)	7,075 (2,815)	6,083 (2,559)
韓 国	6,192 (2,281)	6,514 (2,274)	6,696 (2,232)	5,315 (1,977)	4,077 (1,555)	
インドネシア	1,897 (1,350)	1,844 (1,297)	2,286 (1,521)	2,034 (1,438)	2,162 (1,568)	
タ イ	2,831 (1,179)	2,816 (1,158)	2,650 (1,159)	2,013 (985)	1,694 (903)	
ベ ト ナ ム	732 (373)	900 (490)	1,189 (630)	1,318 (756)	1,473 (887)	
ス リ ラ ン カ	891 (799)	1,024 (898)	1,440 (1,270)	1,264 (1,117)	1,278 (1,150)	
ペ ル ー	945 (615)	894 (588)	927 (609)	785 (518)	786 (532)	
バ ン グ ラ デ シ ュ	1,214 (1,166)	1,405 (1,328)	1,176 (1,114)	907 (873)	702 (670)	
イ ン ド	577 (568)	698 (681)	668 (654)	582 (574)	554 (548)	
そ の 他	8,494 (6,521)	7,971 (6,038)	6,904 (5,008)	5,247 (3,909)	3,904 (2,907)	

(注) 1 本表は、入国管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員のうち、不法就労が認められた者を示す。

2 ()内は、男性の数で内数である。

2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項（出入国管理及び難民認定法第39条、第42条～第44条、第52条）

(1) 収容状況

(平成16年～平成20年)

区分	平成16			17			18			19			20		
	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計	収容場	収容所	計
	入 総 数 韓国・朝鮮 中 国 の 他	71,514 9,424 21,704 40,386	8,287 1,031 4,348 2,908	79,801 10,455 26,052 43,294	68,058 8,581 21,311 38,166	11,103 1,500 5,580 4,023	79,161 10,081 26,891 42,189	69,175 8,927 20,016 40,232	13,131 1,850 5,404 5,877	82,306 10,777 25,420 46,109	56,032 7,568 13,794 34,670	9,781 1,414 3,535 4,832	65,813 8,982 17,329 39,502	51,293 6,113 13,338 31,842	7,128 673 2,665 3,790
出 総 数 韓国・朝鮮 中 国 の 他	71,583 9,439 21,772 40,372	8,025 1,006 4,186 2,833	79,608 10,445 25,958 43,205	68,048 8,578 21,385 38,135	11,010 1,479 5,650 3,881	79,058 10,057 26,985 42,016	69,212 8,942 20,041 40,229	13,148 1,859 5,492 5,797	82,360 10,801 25,533 46,026	56,043 7,545 13,817 34,681	9,932 1,406 3,524 5,002	65,975 8,951 17,341 39,683	51,181 6,117 13,343 31,721	7,131 697 2,743 3,691	58,312 6,814 16,086 35,412
延 人 数 韓国・朝鮮 中 国 の 他	396,614 38,154 126,492 231,968	276,626 18,048 142,052 116,526	673,240 56,202 268,544 348,494	392,770 35,907 109,234 247,629	283,836 23,751 127,195 132,890	676,606 59,658 236,429 380,519	404,756 36,859 101,916 265,981	319,929 28,580 114,737 176,612	724,685 65,439 216,653 442,593	393,122 38,890 86,910 267,322	293,546 20,412 89,177 183,957	686,668 59,302 176,087 451,279	433,524 39,135 95,841 298,548	239,229 12,653 74,926 151,650	672,753 51,788 170,767 450,198
年 末 人 員 数 韓国・朝鮮 中 国 の 他	715 52 185 478	725 41 372 312	1,440 93 557 790	725 55 164 506	818 62 305 451	1,543 117 469 957	688 40 146 502	801 53 219 529	1,489 93 365 1,031	677 63 125 489	650 61 228 361	1,327 124 353 850	789 59 125 605	647 37 150 460	1,436 96 275 1,065

(2) 送還状況

国 籍 別	平成16	17	18	19	20
韓 国 ・ 朝 鮮	5,696	3,962	4,193	3,798	2,873
(大村からの集団)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(単 独)	(5,696)	(3,962)	(4,193)	(3,798)	(2,873)
中 国	13,760	11,423	10,475	7,731	6,982
(集 団)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(単 独)	(13,760)	(11,423)	(10,475)	(7,731)	(6,982)
そ の 他	22,470	17,807	18,350	16,384	14,076
(集 団)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(単 独)	(22,470)	(17,807)	(18,350)	(16,384)	(14,076)
計	41,926	33,192	33,018	27,913	23,931

(注) その他(集団)は、ベトナム人の自主帰還等である。

3 被收容者の新規仮放免件数(出入国管理及び難民認定法第54条)

区 分	平成16	17	18	19	20
被收容発付者	1,180	1,457	3,658	3,883	1,918
韓国・朝鮮	184	168	598	597	180
中 国	234	254	731	760	192
そ の 他	762	1,035	2,329	2,526	1,546
被退令発付者	382	769	671	938	819
韓国・朝鮮	31	23	60	91	79
中 国	67	69	94	81	72
そ の 他	284	677	517	766	668

登録管理官

法務省組織令第51条、第56条

1 外国人登録の現況

(1) 外国人登録人員数の推移

(各年12月末日現在)

区 分	平成16年	17	18	19	20
総 数	1,973,747	2,011,555	2,084,919	2,152,973	2,217,426
中 国	487,570	519,561	560,741	606,889	655,377
韓 国 ・ 朝 鮮	607,419	598,687	598,219	593,489	589,239
ブ ラ ジ ル	286,557	302,080	312,979	316,967	312,582
フ ィ リ ピ ン	199,394	187,261	193,488	202,592	210,617
ペ ル ー	55,750	57,728	58,721	59,696	59,723
そ の 他	337,057	346,238	360,771	373,340	389,888
登録外国人の国籍(出身地)数	188	186	188	190	190

(2) 主要都道府県別、国籍・出身地別外国人登録人員数

(平成20年12月末日現在)

都道府県名	計	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	その他
総数	2,217,426	655,377	589,239	312,582	210,617	59,723	389,888
東京都	402,432	144,469	114,961	4,574	31,687	2,345	104,396
愛知県	228,432	46,167	41,598	79,156	25,829	8,542	27,140
大阪府	211,782	48,155	133,396	4,320	5,711	1,210	18,990
神奈川県	171,889	51,789	34,838	14,248	18,502	8,775	43,737
埼玉県	121,515	43,411	19,865	13,844	16,631	4,767	22,997
千葉県	111,228	41,125	18,775	6,354	16,709	3,534	24,731
静岡県	103,279	13,670	6,551	51,441	12,766	6,522	12,329
兵庫県	102,522	24,760	54,635	3,697	3,288	921	15,221
岐阜県	57,570	17,385	5,758	20,481	8,804	1,144	3,998
茨城県	56,277	15,182	5,783	11,430	7,739	2,101	14,042
その他	650,500	209,264	153,079	103,037	62,951	19,862	102,307

2 外国人登録事務に従事する地方公共団体職員に対する法務大臣表彰

多年にわたり外国人登録事務に従事し、同事務の遂行に功績のあった者に対する法務大臣表彰を行った。

平成19年度は平成19年12月12日に、平成20年度は平成20年12月10日にそれぞれ69人、71人を表彰し表彰状を授与した。

3 外国人登録事務に従事する地方公共団体職員に対する研修

(1) 市区町村における外国人登録業務の適正・円滑な処理を期すため、平成20年7月15日から7月18日までの4日間、本省大会議室において市区町村職員212人を対象として第53回中央研修を実施した。

また、10月15日から10月17日までの3日間、本省大会議室において205人の市区町村職員を対象として中央実務研修会を実施した。

(2) 外国人登録事務協議会全国連合会及び各都道府県外国人登録事務協議会が主催する研修会等に延べ68人の登録管理官職員を派遣し、出入国管理関連法令の理解と外国人登録事務の適正な取扱いの周知徹底を図った。

4 外国人登録法令の運用に関する助言・勧告等

外国人登録事務は法定受託事務として全国の市区町村において実施されているところ、個々の事案に関して取扱いに不明な場合は、法務省に照会を行った上で対応している。昨今では、特に、不法滞在者からの新規登録申請、長期滞在者に係る身分事項の訂正、所在不明者に係る登録原票の措置に関する照会が多くなっている。

〈法令の整備〉

1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案の検討

前述の新たな在留管理制度の検討等を踏まえ、外国人の公正な在留管理を行うため、法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するとともに、適法に在留する外国人の利便性を向上させる等の措置を行うため、第171回通常国会に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案を提出すべく検討を行った。

法律案の概要は次のとおり。

(1) 法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するための措置

ア 法務大臣は、在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「対象外国人」という。）に対し、基本的身分事項、在留資格・在留期間等を記載した在留カードを交付する。

イ 対象外国人は、上陸後に定めた住居地を、一定期間内に当該住居地の市町村の長を経由して法務大臣に届け出なければならないものとする（住居地は在留カードに記載される。）。

ウ 対象外国人は、在留カードの記載事項のほか、その在留資格に応じ、その受入先や身分関係に変更があった場合には、法務大臣（住居地については市町村の長を経由。）に届け出なければならないとする。

エ 法務大臣が外国人の受入先から、対象外国人に関する情報の提供を受けられるようにする。

オ 法務大臣は、対象外国人に関する情報の継続的な把握のため、必要がある場合には、届出事項について事実の調査をすることができるものとする。

カ 虚偽の住居地を届け出たことや、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して3月以上行わないで在留していること等を取消事由に追加し、また、在留資格の取消手続における書面の送達に関する規定の整備を行う。

キ 在留カード偽造行為等について罰則・退去強制事由を整備するとともに、不法就労活動に対する罰則を整備する。

(2) 適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置

ア 在留期間の上限を5年に引き上げる。

イ 再入国の許可の有効期間を伸長するとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人については、原則として許可を受けることなく一定期間内の再入国を可能とする。

(3) 特別永住者に係る措置

ア 法務大臣は、特別永住者という法的地位の証明書として特別永住者証明書を

交付する。

イ 特別永住者について、再入国の許可の有効期間を延長し、また、原則として許可を受けることなく一定期間内の再入国を可能とする。

(4) 外国人研修制度の見直しに係る措置

ア 趣旨

研修生・技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなど、不適正な受入れが増加している現状に対処し、研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、所要の措置を行う。

イ 概要

(ア) 在留資格「研修」の活動のうち実務研修を伴うもの（国等が受け入れる場合を除く。）について、労働関係法令の適用を可能とするため、及び、この活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能を要する業務に従事するための活動を在留資格（技能実習）として整備する。

(イ) 事実と異なる在職証明書等の作成に関与して研修生が入国することを補助するような悪質なブローカーに対処するため、偽変造文書作成の教唆・幫助等に係る退去強制事由を規定する。

(5) 在留資格「留学」と「就学」の一本化に係る措置

留学生の安定的な在留のため、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化する。

(6) 入国者収容所等視察委員会の設置

入国者収容所等の適正な運営に資するため、入国者収容所等視察委員会を設置する。

(7) 拷問禁止条約等の送還禁止規定の明文化

退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問等禁止条約第3条第1項等に規定する国を含まないことを明確に規定する。

(8) 在留期間更新申請等をした者の在留期間の特例に係る措置

在留期間の満了の日までに申請した場合において、申請に対する処分が在留期間の満了までにされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる日又は従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日のいずれか早い日まで、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる規定を設ける。

(9) 上陸拒否の特例に係る措置

上陸拒否事由に該当する特定の事由がある場合であっても、法務大臣が相当と認めるときは、上陸を拒否しないことができる規定を設ける。

(10) 乗員上陸の許可を受けた者の乗員手帳等の携帯・提示義務に係る措置

乗員上陸の許可を受けた者について、乗員上陸許可書に加えて旅券又は乗員手帳の携帯・提示義務を課すことを規定する。

(11) 不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由等の整備に係る措置
不法就労助長行為等に的確に対処するため、不法就労助長行為に係る退去強制
事由等の整備を行う。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改 正する法律による出入国管理及び難民認定法の一部改正

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改
正する法律（平成20年法律第30号）により、新型インフルエンザを入院、検疫等の
措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのあ
る者に対するまん延防止策の拡充を図る等関係法律についても所要の改正が行われ、
上陸拒否事由に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定す
る新型インフルエンザ等感染症の患者及び新型インフルエンザ等感染症にみなさ
れる患者が加えられた。

3 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に伴う法務省令 及び法務省告示の一部改正

(1) 出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部改正
（平成20年法務省令第13号）

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日イ
ンドネシアEPA」という。）に基づき看護師としての業務に従事する活動又は
日インドネシアEPAに基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を
指定される者の在留期間を3年とすることができるようにする規定を整備した。

(2) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の
5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（以下「特定活
動告示」という。）の一部改正（平成20年法務省告示第277号）

概要以下のとおりの活動を行う者についての入国を認める規定を整備した。

ア 日インドネシアEPAの適用を受ける者が、看護師の免許を受けることを目
的として、協定研修機関に受け入れられて行う知識の修得をする活動又は指定
された機関との間の雇用契約に基づき看護師として必要な知識及び技能に係る
研修として当該機関の業務に従事する活動

イ 日インドネシアEPAの適用を受ける者が、介護福祉士資格を取得すること
を目的として、協定研修機関に受け入れられて行う知識の修得をする活動又は
指定された機関との間の雇用契約に基づき介護福祉士として必要な知識及び技
能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

ウ 日インドネシアEPAに基づき看護師としての業務に従事する活動又は日尼
EPAに基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定される者
と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

4 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に伴う法務省令及 び法務省告示の一部改正

(1) 施行規則の改正（平成20年法務省令第60号）

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日フィリピンEPA」という。）に基づき看護師としての業務に従事する活動又は日フィリピンEPAに基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定される者の在留期間を3年とすることができるよう規定を整備した。

(2) 特定活動告示の一部改正（平成20年法務省告示第498号）

概要以下のとおり活動をを行う者についての入国を認める規定を整備した。

ア 日フィリピンEPAの適用を受ける者が、看護師の免許を受けることを目的として、協定研修機関に受け入れられて行う知識の修得をする活動又は指定された機関との間の雇用契約に基づき看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

イ 日フィリピンEPAの適用を受ける者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、協定研修機関に受け入れられて行う知識の修得をする活動又は指定された機関との間の雇用契約に基づき介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

ウ 日フィリピンEPAの適用を受ける者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、協定研修機関に受け入れられて行う知識の修得をする活動又は指定された養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

エ 日フィリピンEPAに基づき看護師としての業務に従事する活動又は日フィリピンEPAに基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定される者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

5 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の改正に伴う政令、法務省令の一部改正及び法務省令・財務省令の制定

(1) 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年政令第210号）の制定

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第46号）の施行に伴い、輸出入等関連業務の範囲を定める等、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和52年政令第220号）の規定の整備が行われた。

これにより、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律が規定する輸出入等関連業務のうち、政令で定めることとされた入国管理手続の業務が、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条第2項第1号から3号に定められた。

(2) 施行規則の一部改正（平成20年法務省令第50号）

入国審査官は、従来から、出入国管理及び難民認定法第56条（協力の義務）に基づき、本邦に入る船舶の長等に対し、到着の際は入港届、出発の際は出港届の提出を求めている。

本年5月30日に公布された電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律によって、NACCS（通関情報処理システム）を運営している独立行政法人通関情報処理センターを民営化（特殊会社化）して新たに輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。）を設立するとともに、その業務に、入国管理手続等関連する省庁の手続に関する業務を追加し、それらを一体的に処理することができるよう措置された。

そこで、入港届及び出港届をNACCSセンターが一体的に処理する業務に加えるために、入港届及び出港届に係る手続その他必要な事項を施行規則で定める一部改正を行った。

(3) 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条第2項第3号の規定に基づき、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条第2項第3号の申請等を定める省令（平成20年法務省・財務省令第1号）の制定

NACCSセンターが一体的に処理する業務として加えるため、入港通報（施行規則第51条第1号）、入港届（同条第2号）及び出港届（同条第3号）を規定した。

6 外国人に対する日本語教育を行う教育機関の設備及び編制についての審査及び証明（以下「審査・証明」という。）を行う事業に係る法務大臣の認定制度を廃止に伴う施行規則の一部改正並びに法務省令及び法務省告示の廃止

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」において、「法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人」については、「厳格な見直しを行う。」とされた。また、平成18年8月15日に「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」が閣議決定されて「初回の見直しは、」平成18年度及び19年度において実施することとする。」とされた。

これらの閣議決定の趣旨を踏まえ、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、外国人に対する日本語教育を行う教育機関の設備及び編制についての審査及び証明（以下「審査・証明」という。）を行う事業に係る法務大臣の認定制度を廃止し、併せて、審査・証明事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするため、施行規則の一部改正（平成20年法務省令第13号）を行い、日本語教育機関の設備及び編制についての審査及び証明を行うものとしての認定を受

けた事業等を定める省令（平成13年法務省令第56号）及び日本語教育機関の設備及び編制についての審査・証明事業の認定に関する規程（平成13年法務省告示第169号）を廃止（平成20年法務省告示第179号）した。

7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の施行による民法第34条（公益法人の設立）の改正に伴う法務省令及び法務省告示の一部改正

(1) 施行規則の一部改正（平成20年法務省令第61号）

第6条の2第4項第1号中「外国人の円滑な受入れを図ることを目的として民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により主務大臣の許可を受けて設立された公益法人の職員（以下「公益法人の職員」という。）で、地方入国管理局長が適当と認めるもの」を「外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員（以下「公益法人の職員」という。）で、地方入国管理局長が適当と認めるもの」に改めた。

(2) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部改正（平成20年法務省令第61号）

就学の項第3号中「又は公益法人」を「、公益社団法人又は公益財団法人」に改めた。

(3) 特定活動の一部改正（平成20年法務省告示第514号）

第10号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改めた。

(4) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の5号の特例を定める件の一部を改正する告示（平成20年法務省告示第515号）

第9号中「開発途上国に対する農業技術協力を目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2章の農業協同組合（以下「民法上の法人等」という。）」を「開発途上国に対する農業技術協力を目的とする公益社団法人又は公益財団法人又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第2章の農業協同組合（以下「公益法人等」という。）」に改めた。

(5) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の6号の特例を定める件の一部を改正する告示（平成20年法務省告示第516号）

第7号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改めた。

なお、(1)～(5)の各改正規定には、移行期間が満了するまでの間は現行の公益法人に係る扱いが変わらないようにするため、本件改正後の「公益社団法人又は公益財団法人」には一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人（整備法施行日以降、移行手続が完了していない現行民法第34条の法人）を含むものとする旨の経過措置を置いている。

8 その他の施行規則の改正

施行規則第5条第10項において、外交・公用の活動を行おうとする者等に準ずる者として個人識別情報の提供義務を免除されるものを定めているところ、施行規則を改正し（平成20年法務省令第72号）以下のとおり、海外修学旅行等により再入国する外国人生徒又は学生を個人識別情報の提供義務の免除対象者として追加した。

(1) 対象

学校教育法施行規則に規定する教育課程として実施される海外修学旅行等に参加する本邦の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校高等課程の生徒又は学生

(2) 免除の方法

学校長が対象となる外国人生徒又は学生の身元保証を行い、国立大学法人の学長、独立行政法人高等専門学校機構の理事長、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、都道府県知事に報告し、これらの者が法務大臣に通知することにより、個人識別情報の提供義務の免除がなされる。

9 その他の告示の改正

平成14年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（改定）」において、「IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ（略）るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受け入れ関連制度の見直しについて検討を行い（略）」、「14年度以降、逐次実施」することとされたこと等に基づき、今般、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成13年法務省告示第579号）を改正し、新たに我が国の情報処理技術者試験と相互認証されたマレーシアの試験及び追加認証された中国、ベトナム及び台湾の試験を本告示に追加し、併せてフィリピンの試験実施機関の名称変更に伴う措置を行った。

これにより、新たに告示に規定される試験の合格者は、「技術」の在留資格に係る学歴又は実務経験の基準を満たさなくとも、IT技術者として我が国に入国・在留することが可能となった。

難民認定室

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

1 難民の認定に関する事項

難民認定申請の平成20年中における受理総数は1,599人であった。

処理状況については、難民として認定された者は57人（異議の申出により認定された17人を含む）、不認定とされた者は791人、申請を取り下げた者等は87人であった。

なお、昭和57年の制度発足以来平成20年末までに難民認定申請を行った者は7,297人、難民として認定された者は508人（異議の申出により認定された65人を含む）、不認定とされた者は4,399人となっている。

また、平成3年から同20年末までに、難民認定申請は不認定とされたものの、人道的配慮から在留を認められた者（在留資格変更許可された者等を含む）は882人となっている。

2 難民旅行証明書の交付に関する事項

難民の認定を受けている者が我が国から出国する際は、その者の申請に基づき、出入国管理及び難民認定法第61条の2の6の規定により難民旅行証明書を交付するものとされているところ、平成20年中に同証明書を交付した件数は26件であった。

出入国情報管理室

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

1 行政情報化の推進

政府の施策である行政情報化推進基本計画を基盤として策定された「法務省行政情報化推進計画」に基づき出入国管理行政の情報化を強力に推進するため、「入国管理局行政情報化推進計画」を策定し、出入国管理行政のあらゆる分野において情報通信技術を活用したシステム及びネットワークを整備し、業務の簡素化・効率化、ペーパーレス化及び経費削減に努め、さらには個人情報保護や適正な行政運営の確保などに配慮しながら、入管電算システム機能の高度化と行政サービスの質的向上を図っている。

2 入国管理業務システムの刷新可能性調査

平成15年7月17日の各府省情報化総括責任者（CIO）連絡会議において決定された「電子政府構築化計画」にある業務・システムの最適化のうち、特に、レガシー（旧式）システムについて、「レガシーシステム見直しのための法務省行動計画（アクションプログラム）」に基づき、同16年度においては、現行の入国管理業務システムの開発・運用とは関係のない適切な第三者の選定を行い、同システムの刷新可能性の調査を実施し、同17年度末に「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」を策定・公表した。その後、法務大臣の私的懇談会である「出入国政策懇談会」にワーキングチームを設け、新たな在留管理制度に係る検討を実施したことを

受け、外国人登録調製業務の最適化をいったん同計画上から削除することとしたほか、平成18年の法改正を受け、平成19年から個人識別情報システムの導入・運用を開始したことから、最適化計画の改定を行った。

3 府省共通ポータル運用開始に伴う乗員上陸許可支援システムの改修及び運用

平成15年7月から、港湾関係手続のシングルウィンドウ化の一翼を担うものとして、財務省所管のSea-NACCS及び国土交通省所管の港湾EDIシステムと連携し、我が国の海港に入・出港する外航船舶における外国人乗員に対する乗員上陸許可手続の円滑化を図るべく、船舶代理店等からのインターネットによる電子申請手続を可能とするためのシステムとして、乗員上陸許可支援システムの運用を開始した。

その後、更なる手続の簡素化及び統一化を図るべく平成17年11月には、FAL条約（国際海上交通簡素化条約）対応として関係各府省の統一申請様式（16種類から8種類へ）の採用や入出港届等の項目の簡素化（600項目から200項目へ）等の改正を実施、平成20年10月12日からは、これらの状況を踏まえ、港湾関係府省（財務省、国土交通省、厚生労働省等）の各電子申請システムを財務省が中心に次世代システムとして開発した統一されたポータル（府省共通ポータル）の運用が開始された。

乗員上陸許可支援システムについても、業務の統一化を図るべく、府省共通ポータルに対応したシステム改修等を行い、平成20年10月12日までに改修等を終了し、連携運用を開始した。

入国管理企画官

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

1 平成20年版「出入国管理」の刊行

入国管理局では、昭和34年以降、出入国管理行政の概要等をまとめ、「出入国管理」を刊行してきているところ、今般、平成20年版「出入国管理」を平成20年10月24日に刊行した。

平成20年版「出入国管理」は、平成19年を中心とした最近の出入国者数等の動向等を概観するとともに、個人情報を活用した出入国審査の開始、新たな在留管理制度の検討、不法滞在外国人の半減のための取組、人身取引対策の推進、水際対策の強化とIT化の推進、観光立国の実現に向けた取組を含め、外国人の円滑な受入れのために講じた措置、国際社会への対応等、平成19年度以降の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を取りまとめ、説明している。

2 出入国管理政策懇談会の開催

出入国管理政策懇談会は、法務大臣が出入国管理についての政策の立案・運用を始め、出入国管理行政について広く各界の有識者から意見を聴くための場として平成2年11月に発足した。

平成20年中に開催された出入国政策懇談会は第5次出入国管理政策懇談会である。これは、第3次出入国管理基本計画の策定を機に、第3次出入国管理基本計画

の策定の際、今後検討することとした課題及び第4次以降の出入国管理基本計画において取り上げるべき課題等について、幅広い視点から有識者の意見を聴取することを目的に、平成17年10月25日に発足したものである。平成20年には5回開催され、「新たな在留管理制度に関する提言」を取りまとめたほか、「留学生及び就学生の受入れに関する提言」等について議論を行った。

3 出入国管理行政関係意見聴取会の開催

出入国管理行政関係意見聴取会は、国内各地において経済界、労働界、外国人を雇用している企業及び外国人を受け入れている教育機関の関係者等から、出入国管理局の行政運営及び行政実務についての意見を聴取し、その内容を出入国管理行政に反映させていくことを目的としている。平成20年度は全地方入国管理局管内（計8か所）において開催し、当該地域固有の外国人問題に関して、出席者それぞれの立場から入国管理局に対する様々な意見・要望が出された。これらは、上記政策懇談会における提言等とも合わせ、今後の出入国管理基本計画の策定等に反映させていくこととしている。

入国管理調整官

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

1 ODA事業の推進

(1) 第22回出入国管理セミナーの開催

各国・地域の出入国管理制度、政策等に関する情報交換及び意見交換を通じ、相互理解の増進・協力関係の構築を図り、適正かつ円滑な出入国管理行政の運営に資することを目的とし、平成20年12月15日から12月16日までの日程でアジア・太平洋地域の出入国管理行政を担う機関の幹部職員等を招き、第22回出入国管理セミナーを開催した。

セミナーでは、本年の議題である「出入国・在留管理における生体情報の導入」、「送還をめぐる問題点と対応策」及び「外国当局との協力関係」について情報・意見交換が行われた。

(2) 第13回偽変造文書鑑識技術者セミナーの開催

アジア等の国・地域、国際機関等の偽変造文書鑑識技術者と、文書鑑識技術等の情報交換を行い、相互の協力関係の発展、技術の向上を図り、もって関係諸国・地域の出入国管理行政の的確・円滑化に資することを目的として、平成20年2月19日から2月20日までの日程で第13回偽変造文書鑑識技術者セミナーを開催した。

2 国際会議への対応

近年、国際的な枠組みの中でのテロ対策及び国際組織犯罪対策の観点から、G8司法・内務大臣会議、G8ローマ/リヨン・グループ移民専門家会合及びPARIMなど厳格な出入国管理の実施に関する国際会議に積極的に参加している。また、WTOサービス貿易交渉に加えて、各国との経済連携協定(EPA)締結交渉

などで、円滑な人的交流の促進についても協議されることが多くなってきている。

平成20年においても、二国間経済連携協定交渉が頻繁に行われ、インドネシアとの経済連携協定及びブルネイとの経済連携協定が7月に発効、フィリピンとの間では12月に発効、ベトナムとの間では12月に協定署名などとなっている。

このほか、ASEMやIATA/CAWGなど、出入国管理問題に係る多国間での情報・意見交換を行うとともに、領事当局間の二国間協議などに出席し、出入国管理における我が国の立場・状況を積極的に説明した。

出入国情報分析官

法務省組織令第51条、第52条 法務省組織規則第17条

1 出入国情報分析官の設置

出入国情報分析官は、第3次出入国管理基本計画において掲げられた項目の1つである情報収集分析体制の強化を含む体制整備に対する措置として、平成17年4月に新設され、同分析官の下に、情報分析係及び文書鑑識係が設置された。

情報分析係は、出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析に関する業務（文書鑑識係の所掌に属するものを除く）を行い、文書鑑識係は、文書鑑識に関する情報の収集、整理及び分析に関する業務を行っていたが、平成19年11月から「鑑識係」に名称変更し、所掌事務に指紋の鑑識が加えられた。

2 出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析

出入国管理に関する情報の収集、整理及び分析を行った情報は、出入国管理行政へ反映するため、入国管理局各課室、あるいは地方局等に適宜提供している。

平成20年においても、前年に引続き厳格な上陸審査及び不法残留外国人の効果的な摘発に資するために、新たに発生した不法残留発生者についての分析資料を、不法残留発生率の高い国籍を中心に継続して作成し、関係各署に提供した。

3 文書及び指紋鑑識に関する情報の収集、整理及び分析

日々精巧化が進む偽変造の手法に対抗するため、各偽変造文書対策室が所有する情報を収集し、整理・分析の上情報の共有化を図り、併せて、職員的能力向上を図っていくこととしている。

そのため、各偽変造文書対策室職員が一同に会した鑑識専従者情報交換会議や、全国の地方入国管理局職員を対象にした偽変造文書鑑識従事者研修を実施した。

併せて、前年に引続き、平成20年5月から6か月間、文書鑑識技術を有する職員を「リエゾン・オフィサー」として、タイ王国（バンコク国際空港）に派遣し、海外においても偽変造文書の情報を収集している。

また、平成19年11月から、個人識別情報を利用した入国審査の開始に伴い、新たに指紋の鑑識が加えられ、指紋鑑識に関する情報を収集し、整理及び分析を行っている。